

議会改革調査特別委員会報告書

平成27年2月26日

小山町議会改革調査特別委員会

1 特別委員会の概要

別紙1（小山町議会改革調査特別委員会設置規約）

2 特別委員会の活動経過

回数	年月日	内容等
—	H24. 3. 15	平成24年3月定例会にて、議会改革調査特別委員会の設置を全員賛成で議決
第1回	H24. 3. 15	正副委員長の選任 今後の進め方について 調査内容について
第2回	H24. 5. 2	検討事項・検討方法について 設置規約について
第3回	H24. 5. 17	第2回委員会決定事項について 視察研修について
第4回	H24. 5. 31	全員協議会の位置付けについて 会派制度の導入について 神奈川県大磯町議会への視察について
現地視察	H24. 6. 21	神奈川県大磯町議会視察
第5回	H24. 8. 7	会派制の導入について 一般質問（一問一答方式の導入）について
第6回	H24. 9. 20	会派制について 政務調査費（政務活動費）について
第7回	H24. 11. 16	分科会委員等について 法96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の制定について 全員協議会の位置付けについて 会議の公開について 会議の記録等について 申し合わせ事項の規程化について 質疑・討論の通告性について 委員長報告について

回数	年月日	内容等
分科会 第1回	H24. 11. 16	会派制について 一般質問について 政務活動費について
分科会 第2回	H24. 11. 26	会派制について 一般質問について 政務活動費について
第8回	H24. 12. 4	分科会での検討結果について 法96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
第9回	H24. 12. 5	町長との協議結果等について ・反問権、政務活動費、一般質問の回答文、代表質問 条例案等について
第10回	H25. 3. 25	今後当面の課題について ・議会基本条例、議会報告会、通年議会、倫理規定等
第11回	H25. 4. 9	議会基本条例の原案作成方法について 議員倫理規程の制定について
第12回	H25. 10. 17	一般質問（一問一答方式）の改善点について
現地視察	H25. 10. 22	高知県四万十町議会視察（県外行政視察）
第13回	H26. 2. 5	12月定例会一般質問の反省点、改善点について 3月定例会予算質疑の方法について 議会基本条例策定スケジュール等について
第14回	H26. 6. 4	議会基本条例原案策定分科会委員の指名について

回数	年月日	内容等
原案 第 1 回	H26.6.20	議会基本条例策定に向けて（確認） 制定方法とスケジュールについて
	H26. 7. 10～ H26. 7. 17	議会基本条例策定アンケート実施 （全議員）
原案 第 2 回	H26.7.25	議会基本条例策定アンケート結果につい て 今後の進め方について
第 15 回	H26. 7. 30	議会基本条例策定アンケート結果につい て 今後の進め方について
原案 第 3 回	H26.8.11	議会基本条例の法体系イメージについて 議会基本条例前文について①
原案 第 4 回	H26.8.18	議会基本条例前文について② 議会基本条例条文について（第 1 条～第 6 条まで）
原案 第 5 回	H26.8.26	議会基本条例条文について（第 6 条まで 確認） 議会基本条例条文について（第 7 条のみ）
第 16 回	H26. 9. 4	原案策定分科会の報告及び協議（前文及 び第 6 条まで） 今後の進め方について
原案 第 6 回	H26.9.11	特別委員会での意見について検討 議会基本条例条文について（第 7 条～第 13 条）
原案 第 7 回	H26.9.17	議会基本条例条文について（第 13 条ま で確認） 今後のスケジュールについて
第 17 回	H26. 9. 30	原案策定分科会の報告及び協議（第 13 条 まで） 今後の進め方について
第 18 回	H26. 11. 17	議会基本条例の制定について
第 19 回	H27. 1. 21	会議運営規程及び政務活動費 Q&A の改正 （案）について 最終報告書について

3 具体的な取り組み

①法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例を制定

- ・議決事件

- *基本構想の策定、変更又は廃止

- *基本構想に伴う基本計画の策定、変更又は廃止

- ※上記において、執行機関内部の事情による変更、国等の上位機関の事情による変更等は、報告事項とする。

- ・報告事項

- *パブリックコメント実施案件

- *実施計画の策定、変更又は廃止

- ・意見の申出

- *議会から、基本構想又は基本計画に対して、町長に意見を申し出ることができる。

②会派制度を導入

- ・会派は2人以上で結成できるものとし、原則、3月定例会で3人以上の会派については、代表質問を行うことができるものとする。

- ・3人以上の会派は、要望事項について町長と折衝ができる。

③質疑及び討論は、原則、事前通告

- ・内容説明、補足説明と同時に質疑が行われるものについては除外。

④一般質問の方式は、一括方式又は一問一答方式（対面方式）の選択制（一問一答方式は、平成25年9月定例会から実施）

- ・質問制限時間は、議員質問累計時間で制限することとし、代表質問は20分＋会派所属人数×5分以内、個人質問は30分以内とする。

- ・個人質問の質問受付は、従前のおり（議運開催前3日間）とするが、代表質問の質問締切日は、3月定例会での町長提案説明（施策の方針）の発言原稿の交付日の翌日から3日以内とする。

- ・希望する議員は、一般質問の1回目の各議員の質問原稿と、1回目の当局の回答文を質問日の前日に交換することができるものとする。

- ・町長等の執行機関の長及び教育長に反問権を与える。ただし、1問につき1回とする。

⑤全員協議会を地方自治法に規定する議論等の場とする

- ・傍聴に対応するため、全員協議会を議場で開催する。
- ・新たに議員懇談会を設置し、非公式な協議等ができるようにする。
- ・議員懇談会と全員協議会の振分けは、原則、議長が行う。

⑥委員会傍聴規程を制定

- ・常任委員会の傍聴は、席数の関係で6人を限度とする。

⑦政務活動費を支給

- ・会派又は無会派議員に対して、政務活動費を年15万円（月12,500円）として年一括払いする。
- ・費用弁償のうち、日当及び個人研修費を廃止し、車賃（実費）を本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会について支給する。

⑧各種申し合わせ事項を規程として整備

- ・議会活動の可視化に資する。

⑨平成25年3月に制定及び改正した条例等

番号	名称	制定等
1	小山町議会委員会条例	改正
2	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件等に関する条例	制定
3	小山町議会会議規則	改正
4	小山町議会議会運営委員会運営規程	制定
5	小山町議会全員協議会運営規程	制定
6	小山町議会会派規程	制定
7	小山町議会議員懇談会及び委員会協議会運営規程	制定
8	小山町議会会議運営等規程	制定
9	小山町議会委員会傍聴規程	制定
10	小山町議会政務活動費の交付に関する条例	制定
11	小山町議会政務活動費の交付に関する規則	制定
12	小山町議会政務活動費運用規程	制定
13	政務活動費充当に関するQ&A	作成

⑩議会基本条例の制定に向けて（抜粋）

区分	開催期日	主な内容等
特別 第3回	H24. 5. 17	特別委員会での当面の検討課題として、全員協議会の位置付け、会派制度の導入等が検討されることとなり、基本条例の制定は最終的に行うこととなる。
特別 第10回	H25. 3. 25	3月議会にて、会派制、政務活動費等の導入が条例化等され、残された課題として、下記のものが上げられた。 <ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例 ・議会報告会 ・通年議会 ・議員倫理規定 議会基本条例については ①議会基本条例を制定する。 ②町が作成する「（仮称）自治基本条例」に議会に関する規定を含ませ、議会基本条例は制定しない。 ③従来の関係条例等の法体系の中で対応。 等も検討され、平成25年度中に原案決定、平成26年度から町との調整などのスケジュールが承認された。
	H25 度中	原案策定分科会を設置するところまで承認されたが、その後、町の「（仮称）自治基本条例」の進捗がなかったこともあり、議会基本条例についての議論が停滞。
特別 第14回	H26. 6. 4	平成26年度中に議会基本条例を策定することが改めて議会改革委員長から提案され、承認される。分科会委員（4名＋議会改革委員長はオブザーバー参加）が指名される。
原案 第1回 ～ 第7回	H26. 6. 20 ～ H26. 9. 17	原案を策定するにあたり、全議員の議会基本条例に対する考え方等を確認するために、これまで視察した議会基本条例を参考にアンケートを実施することが決定。 その後、そのアンケートを基に、原案を策定し、策定したものを特別委員会へ報告、協議することで策定を進めることが決定。

区分	開催期日	主な内容等
特別 第 17 回	H26. 9. 30	7 回の原案策定分科会に 2 回の特別委員会をはさみ、原案策定分科会での原案を報告。 (前文及び第 1 章から第 6 章まで、全 13 条の構成) 今後の進め方は、町の「(仮称)自治基本条例」策定の進捗を見ながら議会改革委員長から改めて提案することを承認。
特別 第 18 回	H26. 11. 17	町から「(仮称)自治基本条例」の制定が平成 27 年度以降となる旨の申し入れがあり、議会改革委員長より、「(仮称)自治基本条例」と「議会基本条例」の整合性等は非常に重要である旨の意見が出され、平成 26 年度中の「議会基本条例」の策定を見送ることが承認された。

⑪議会基本条例 (案)

- ・別紙 2 のとおり

⑫これまでの取り組みの見直し作業

- ・「一般質問 (一問一答方式)」手法等の見直し

※平成 25 年 9 月定例会から初めて実施した一問一答方式での一般質問での改善点等を議論。

* 当局が、答弁する際、1 回ごと自席と発言席を往復しなくてはならず、時間のロスがある。(平成 25 年 12 月定例会から自席回答実施)

* 決算質疑においても、当局の回答を自席で発言するようにできないか。(平成 26 年 3 月定例会 予算質疑から自席回答実施)

- ・議会運営等規程及び政務活動費充当に関する Q & A の改正 (平成 27 年)

4 まとめ

近年、我が国における社会経済情勢は大きな変革の時期を迎えており、それに伴って、我々、小山町議会を取り巻く環境の変化も著しく、住民の減少とともに最大24名であった議員定数も現在13名となった。そうした中、今後も小山町議会本来の役割を果たしていくため、更なる議会改革の取り組みについて研究する必要があると考え、平成24年3月15日「小山町議会改革調査特別委員会」を設置した。

本特別委員会では、はじめに、我々小山町議会が「できることから始めてみよう」といった身近な改革から取り組み始めた。これは、住民から負託を受けた我々議員が、実のある改革を実行することが最も議会改革に繋がる道と考えたからである。その意味では、一般質問における一問一答方式の導入、議会全員協議会を法的に位置付け傍聴を可能にしたこと、委員会の傍聴規程の制定など、住民の身近な改革に、一定の成果が得られたのではないかと考える。

この特別委員会での最終目標であった「議会基本条例」の制定については、全議員による先進事例の視察や会派等による研修などを通じて、種々議論を重ね、案として取りまとめるところまでの成果を得た。しかし、議会の憲法である「議会基本条例」の制定は、執行機関である町との密接な協力関係で築かれるものであり、町の憲法である「(仮称)自治基本条例」の制定を目指している町との調整は非常に重要なものであると考える。よって、本特別委員会では、最終的に、「(仮称)自治基本条例」の骨子が固まらない段階での「議会基本条例」の制定は時期尚早であると判断した。

しかし、これまで議論を重ねてきた「議会基本条例(案)」は、今後、議員の構成が変われどもその目指すべき精神や方向性が大きく変わるものではないと考える。この先、制定に向けての作業が進捗するであろう「(仮称)自治基本条例」と歩調を合わせる形で、今回作成した「議会基本条例(案)」が受け継がれ、町全体及び議会全体の共通認識として「議会基本条例」が制定されることを強く望むところである。

最終報告にあたり、議会改革とは終わることのない取り組みであると考え。「議会基本条例」の制定はもとより、議会報告会や政務活動費を取り巻く状況など、議会及び議員が、日々、研鑽や努力を続けて行かなくてはならない。

今後も、議会本来の役割である政策形成や執行機関の監視といった機能の強化とともに、住民に親しまれ、信頼される議会の実現に向け、議員構成が変われども、本委員会と同様な委員会を設け、議会が一丸となって改革に取り組むことを切に願う。